

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月21日
【事業年度】	第2期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	田辺三菱製薬株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Tanabe Pharma Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 裕弘
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目6番18号
【電話番号】	(06) 6205-5085
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 小酒井 健吉
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜二丁目6番18号
【電話番号】	(06) 6205-5085
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 小酒井 健吉
【縦覧に供する場所】	田辺三菱製薬株式会社 東京本社 (東京都中央区日本橋本町二丁目2番6号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の訂正理由】

平成21年6月19日に提出いたしました、第2期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(15) 主要な事業活動の前提となる事項について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(15) 主要な事業活動の前提となる事項について

(訂正前)

(前文省略)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
平成19年 1月1日	医薬品製造販売業	大阪府	医療用医薬品等の製造販売に係わる許可	平成23年12月31日 (5年ごとの更新)	薬事法第12条の2の欠格
平成20年 1月1日	麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法(注1)	厚生労働省 地方庁	麻薬及び向精神薬等の研究、輸出入、製造、販売に係わる許可	平成21年12月31日 (2年ごとの更新)	麻向法第3条第2項の欠格
平成19年 10月1日	医薬品卸売一般販売業(注2)	地方庁	医薬品の販売又は授与に係わる許可	平成25年9月30日 (6年ごとの更新)	薬事法第26条の2の欠格
平成19年 10月1日	医薬品製造業(注3)	地方庁	医薬品の製造又は輸入に係る許可	平成23年12月31日 (5年ごとの更新)	薬事法第26条の2の欠格
平成19年 11月9日	動物用医薬品一般販売業(注4)	地方庁	動物用医薬品の販売又は授与に係る許可	平成25年11月8日 (6年ごとの更新)	薬事法第26条の2の欠格
平成19年 9月18日	高度管理医療機器等販売業(注5)	地方庁	高度医療機器の販売又は授与に係る許可	平成25年9月17日 (6年ごとの更新)	薬事法第39条の3の欠格
平成18年 1月1日	毒物劇物一般販売業(注6)	地方庁	毒物劇物の販売等に係わる許可	平成23年12月31日 (6年ごとの更新)	毒物及び劇物取締法第4条第1項、第5条、第7条、第8条の欠格

(注1) 当該規制薬物を主として取り扱う大阪工場の麻薬製造業の許認可情報を記載しています。

(注2) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、淡路町事業所の許認可情報を記載しています。

(注3) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、合併新社として当該許可を取得した大阪工場を記載していません。

(注4) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、合併新社として当該許可を取得した平野町2号ビルの許認可情報を記載しています。

(注5) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、合併新社として当該許可を取得した大阪第二物流センターの許認可情報を記載しています。

(注6) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、本社の許認可情報を記載しています。

(訂正後)

(前文省略)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
平成19年 1月1日	医薬品製造販売業	大阪府	医療用医薬品等の製造販売に係わる許可	平成23年12月31日 (5年ごとの更新)	薬事法第12条の2の欠格
平成20年 1月1日	<u>麻薬製造業者 (注1)</u>	厚生労働省	麻薬の製造に係る免許	平成21年12月31日 (2年ごとの更新)	麻向法第3条第2項の欠格
平成17年 1月1日	<u>向精神薬製造製剤業者 (注1)</u>	厚生労働省	向精神薬の製造に係る免許	平成21年12月31日 (5年ごとの更新)	麻向法第50条第2項の欠格
平成17年 11月2日	<u>覚せい剤原料取扱者 (注2)</u>	地方庁	覚せい剤原料の販売に係る許可	平成21年12月31日 (4年ごとの更新)	覚せい剤取締法第30条の3の欠格
平成19年 10月1日	医薬品卸売一般販売業 <u>(注3)</u>	地方庁	医薬品の販売又は授与に係る許可	平成25年9月30日 (6年ごとの更新)	薬事法第26条第2項の欠格
平成19年 10月1日	医薬品製造業 <u>(注4)</u>	地方庁	医薬品の製造又は輸入に係る許可	平成23年12月31日 (5年ごとの更新)	薬事法第13条第4項の欠格
平成19年 11月9日	動物用医薬品一般販売業 <u>(注5)</u>	地方庁	動物用医薬品の販売又は授与に係る許可	平成25年11月8日 (6年ごとの更新)	薬事法第26条第2項の欠格
平成19年 9月18日	高度管理医療機器等販売業 <u>(注6)</u>	地方庁	高度医療機器の販売又は授与に係る許可	平成25年9月17日 (6年ごとの更新)	薬事法第39条の3の欠格
平成18年 1月1日	毒物劇物一般販売業 <u>(注7)</u>	地方庁	毒物劇物の販売等に係わる許可	平成23年12月31日 (6年ごとの更新)	毒物及び劇物取締法第4条第1項、第5条、第7条、第8条の欠格

(注1) 当該規制薬物を主として取り扱う大阪工場の許認可情報を記載しています。

(注2) 当該規制薬物を主として取り扱うSCMセンター(加島事業所)の許認可情報を記載しています。

(注3) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、淡路町事業所の許認可情報を記載しています。

(注4) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、合併新社として当該許可を取得した大阪工場を記載していません。

(注5) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、合併新社として当該許可を取得した平野町2号ビルの許認可情報を記載しています。

(注6) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、合併新社として当該許可を取得した大阪第二物流センターの許認可情報を記載しています。

(注7) 当該許可は複数の事業所で取り扱っている為、本社の許認可情報を記載しています。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月21日
【会社名】	田辺三菱製薬株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Tanabe Pharma Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 裕弘
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目6番18号
【縦覧に供する場所】	田辺三菱製薬株式会社 東京本社 (東京都中央区日本橋本町二丁目2番6号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役土屋裕弘は、当社の第2期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。